

第一種動物取扱業者の登録の基準

登録の基準(環境省令第3条) (★は特に留意が必要な基準)	
動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準	
1	<input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。
2 ★	<input type="checkbox"/> 販売業については、遵守基準20から28までの基準についても満たしていること。
3 ★	<input type="checkbox"/> 貸出し業については、遵守基準22、29、30の基準についても満たしていること。
4	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに、1名以上の常勤の職員が、当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。
5	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する職員が配置されていること。 <input type="checkbox"/> 種別に応じた半年以上の実務経験があること。 <input type="checkbox"/> 種別に応じた知識、技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。 <input type="checkbox"/> 公平性、専門性を持った団体が行う客観的な試験によって種別に応じた知識や技術を習得していることの証明があること。
6	<input type="checkbox"/> 事業所以外の場所で顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等にかかる重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は3の要件のいずれかに該当すること。
飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準	
7	<input type="checkbox"/> 飼養施設を設置する場合は、営業の開始までに適正な取扱いのために必要な飼養施設を設置する見込みがあること。
8 ★	<input type="checkbox"/> 飼養施設は次に掲げる設備等を備えていること。(※は当該設備が不要な場合はなくても可) <input type="checkbox"/> ケージ等 <input type="checkbox"/> 照明設備※ <input type="checkbox"/> 給水設備 <input type="checkbox"/> 排水設備 <input type="checkbox"/> 洗浄設備 <input type="checkbox"/> 消毒設備 <input type="checkbox"/> 清掃設備 <input type="checkbox"/> 汚物・残さ等の廃棄物の集積設備 <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 <input type="checkbox"/> 餌の保管設備 <input type="checkbox"/> 空調設備(屋外施設を除く) <input type="checkbox"/> 遮光、風雨を遮るための設備※ <input type="checkbox"/> 訓練場(飼養施設を有する訓練業のみ)
9	<input type="checkbox"/> 飼養施設はねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。
10	<input type="checkbox"/> 飼養施設は床、内壁、天井及び付属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
11	<input type="checkbox"/> 飼養施設は飼養又は保管する動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
12	<input type="checkbox"/> 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
13	<input type="checkbox"/> 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
14	<input type="checkbox"/> 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。 <input type="checkbox"/> 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。 <input type="checkbox"/> 底面は、ふん尿が漏れいしない構造であること。 <input type="checkbox"/> 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること(傷病動物である等) <input type="checkbox"/> 飼養施設の床等に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。 <input type="checkbox"/> 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
15	<input type="checkbox"/> 飼養施設は構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
16 ★	<input type="checkbox"/> 犬又は猫の飼養施設(販売、貸出、展示業で夜間営業を行う施設のみ)は、他の場所から区分する等の夜間(午後8時から午前8時まで)に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること。
幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして定める基準	
17 ★	<input type="checkbox"/> 犬猫等の販売業者は犬猫等健康安全計画が、上記1から16までの基準、及び遵守基準20から28までの基準に適合するものであること。
18 ★	<input type="checkbox"/> 犬猫等の販売業者は犬猫等健康安全計画が、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。
19 ★	<input type="checkbox"/> 犬猫等の販売業者は犬猫等健康安全計画に定める販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものであること。

※遵守基準20～32については、別添の遵守基準・遵守事項にあります。